

# 大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会（第4回）

## 議事次第

- 1 日時 平成25年1月21日（月）14:00～15:30
- 2 場所 文部科学省3階 講堂
- 3 議題 大学設置認可の在り方の見直しについて
  - （1）大学の質の向上のためのトータルシステムについて
  - （2）設置認可の在り方について
  - （3）設置認可以外の質保証について
- 4 配付資料
  - 資料1 設置要項・名簿（第1回・第2回・第3回配付資料）
  - 資料2 主な論点（第2回・第3回配付資料）
  - 資料3 各論点についての前回までの主な意見
  - 資料4 これまでの議論を踏まえての大学設置認可の見直しの方向性について（論点整理）  
（案）
  - 資料5 大学の設置認可制度について（第1回・第2回・第3回配付資料）
  - 資料6 平成25年度開設予定の公私立大学等の設置認可状況について
  - 資料7 情報の公表等について

（机上資料）

○前回までの配付資料集

## 大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会

平成24年11月20日  
文部科学大臣決定

## 1. 趣旨

大学の設置認可の在り方について見直し、大学教育の質の向上を図るため、大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会（以下「検討会」という。）を設ける。

## 2. 検討事項

検討会は、大学等の設置認可に関し、次の事項について検討を行う。

- (1) 審査基準の在り方
- (2) 審査体制の在り方
- (3) 審査プロセス、スケジュールの在り方

## 3. 実施方法

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員により構成する。
- (2) 必要に応じ、別紙の委員に加えて、他の有識者を参画させることができる。

## 4. 委嘱期間

委員の委嘱期間は、設置の日から検討会としての意見のとりまとめが終了するときまでとする。

## 5. その他

- ・検討会に関する庶務は、高等教育局高等教育企画課が処理する。
- ・この決定に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

(別紙)

## 大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会委員

- 相川 順子 一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長、青森県  
高等学校PTA連合会会長
- 今村 久美 特定非営利活動法人NPOカタリバ代表理事
- (座長) 浦野 光人 株式会社ニチレイ代表取締役会長、公益財団法人産業  
教育振興中央会理事長
- 及川 良一 東京都立三田高等学校長、全国高等学校長協会会長
- 尾崎 正直 高知県知事
- 北山 禎介 株式会社三井住友銀行取締役会長、公益社団法人経済  
同友会副代表幹事・教育問題委員会委員長
- 黒田 壽二 金沢工業大学学園長・総長
- 佐藤 東洋士 学校法人桜美林学園理事長・総長、大学設置・学校法  
人審議会会長
- 佐野 慶子 公認会計士、日本公認会計士協会常務理事
- 清家 篤 慶應義塾塾長、全私学連合代表
- 寺島 実郎 一般財団法人日本総合研究所理事長、多摩大学学長
- 濱田 純一 東京大学総長、一般社団法人国立大学協会会長
- 林 文子 横浜市長

## 主な論点

### 1. 大学の質の向上のためのトータルシステムの必要性

### 2. 大学等の設置認可に関する論点

(1) 審査基準の在り方

(2) 審査体制の在り方

(3) 審査プロセス、スケジュールの在り方

### 3. 設置認可以外の質保証に関する論点

(1) 設置後の評価等を通じたの質保証

(2) 早期の経営判断とそれに基づく適切な対応

### 4. その他

## 各論点についての前回までの主な意見

### 1. 大学の質の向上のためのトータルシステムの必要性

- ・大学の質を高めることは設置認可を含む全体システムの中で考える必要がある。
- ・設置認可の後も、毎年のアフターケア（設置計画履行状況等調査）、認証評価へという流れをきっちり作ることが重要。

### 2. 大学等の設置認可に関する論点

#### (1) 審査基準の在り方

##### ① 基本的な考え方

- ・大学の設置には厳格な事前審査が必要。
- ・大学は人を育てるところであり、ある程度、設置段階での入口規制は必要。
- ・大学が潰れると学生や社会にとって大きなロスが生じる。できるだけそういうことが起きないように、教育内容だけでなく経営的にも担保が必要。
- ・設置基準は国公私を問わず共通に満たすべき基準であると同時に、私学の建学の精神が最大限生かされるよう大学の画一化を招かない視点を取り入れるべき。
- ・新しい個性的、チャレンジングな大学も認めていくべき。
- ・小さな大学で良い教育をしているところが潰れないように、バランスをとっていくことも考えるべき。
- ・多様な大学が全国にできることが好ましく、一律の規制をかけることは良くない。
- ・規制強化ではなく、審査の運用上でどこまでチェックできるかが重要。
- ・大学としての有り様の基本的なところはきちんと審査すると同時に、多様な学生を受け入れる多様なプログラムが成立するような審査であるべき。
- ・事後的にだめだったということでは、学生にとっては取り返しがつかないので、事後チェックを強化すればそれに合わせて事前規制を緩めてもよいというものではないのではないか。
- ・大学を取り巻く一番のステークホルダーである学生のことを第一に考えた議論が必要。
- ・20年後、30年後を十分に見通せないからこそ、民間の新しいアイデアやチャレンジを生かしていくことが重要。

## ②社会的ニーズへの対応の観点

- ・自治体や地域社会、企業との連携、貢献についての考え方を設置認可の視点の一つとしてはどうか。
- ・地域の住民、経済界、官公庁との連携で、大学が地域を支え、地域が大学を支えているところがある。
- ・日本の経済・産業・社会構造の変化を踏まえ、大学と社会のリンケージに対する解析・分析を、文科省で他省庁とも協力して行うべき。
- ・地域の課題に対応する人材育成・確保、地域貢献、社会人教育など大学への期待は強い。大学が地域で果たす多様な役割を十分踏まえる必要がある。
- ・地域や分野による人材需要については、関係省庁や自治体との連携も重要。

## ③学生確保、経営の見通しの観点

- ・設置者負担主義を守れるよう財政状況のチェックが必要。
- ・学校法人の経営で一番重要なのは、安定性と継続性。
- ・寄附金の原資についてどこまで遡って見ることができるかも課題の一つ。
- ・発展シナリオだけでなく、学生募集がうまくいかなかった場合のリスクシナリオを考えておくことが重要。

## ④教員、校地等についての観点

- ・教員の資格審査は厳格に行うべき。
- ・学部の校地の基準が緩和されたが、できれば若く活発な学部学生の集う場所にふさわしいキャンパスが必要。

## ⑤管理運営、情報公開等についての観点

- ・大学のガバナンス、意思決定の在り方も視点に入れるべきではないか。
- ・教育情報、経営情報の公開に対する姿勢を認可の際にも求めるべき。
- ・不祥事を防ぎ、社会の信頼を得るために、財政・教育両面での情報公開が重要。
- ・設置認可申請中でいつ開学予定であるかといった情報も子どもたちにとって重要。
- ・監事機能の強化、理事制度の明確化などを行った平成16年の私立学校法改正の精神を徹底することが不可欠。
- ・財務情報の公開については、私学法で義務付けられている利害関係者への閲覧開示だけでなく、ホームページへの掲載などを積極的に進めるべき。
- ・寄附財産の状況等について、きちんと設置者が説明し、第三者が保証できる形にすることが重要。

## ⑥基準の運用等

- ・現行の設置基準の運用を厳格化していくことが、すぐにできることではないか。

- ・財産目録などの申請書類の作り方について、分かりやすい、可視化されたルール作りが必要ではないか。
- ・審査に当たって、不明確な規定や抽象的な規定の運用を明確化すべきものがあるのではないか。
- ・大学設置基準の教授の資格についての規定など、数値基準として見えにくいのが教育の質確保の上で重要なものもある。そういったところも整理もすべき。
- ・準則化の前後の基準は、詳細かどうかの違いはあるが内容的には同じようなものではないか。
- ・規制緩和はある面では実験であり、問題が生じた場合には元に戻すこともあってしかるべき。
- ・規制緩和に見える一方、漠とした基準では認可する側の裁量の余地が広がるので、細則化するか、審査体制の信頼性を高めることも議論すべき。

## (2) 審査体制の在り方

- ・審査に地域社会の状況や大学に対する地域社会の期待をよく知る人材を加えるべき。
- ・大学教育の質を担保するためには、大学教育について深い見識を持っている専門家が中心に審査をする必要があり、その意味で現在の設置審の在り方は基本的には理にかなっている。
- ・地域社会の要望などを把握している人が審査に参画するとよい。
- ・委員の構成についても検討が必要ではないか。
- ・幅広く議論をして審査の実効性を高めるためには、特別委員や専門委員を増やすなどして地方の意見を反映していくことが必要。

## (3) 審査プロセス、スケジュールの在り方

- ・現在も、審査の過程で何重にもステップを踏んで改善を求めるなど、きちんとした大学として出発させられるようかなりの努力がなされている。
- ・大学を設置しようとする場合、予め地元の自治体と相互の連携について話し合いをすることが望ましい。
- ・審査の際、大学が設置される自治体からのヒアリングを行うべき。
- ・今よりも慎重に時間をかけて審査を行う方がよいのではないか。
- ・年次計画による整備も認められており、その整備計画も審査するので、開設までのスケジュールはそう窮屈ではない。
- ・審査期間中の委員の負担を考えれば、もう少し審査期間に余裕があるとよい。
- ・事前の相談も含め、長いスパンで学校側が順次準備を進めていることが見えるようにすべき。
- ・審査期間の短縮で、計画の枠組みを見る機能が弱くなっているのではないか。
- ・教員審査などに入る前に構想審査を行った方がよいのではないか。
- ・理事長候補者を必ず面接するなどして、書類だけの審査にならないようにす

るべき。

- ・事前相談についてルール化、マニュアル化して事務の軽減を図ることも重要ではないか。

### 3. 設置認可以外の質保証に関する論点

#### (1) 設置後の評価等を通じた質保証

- ・既存の大学の質の向上と定員の弾力化を積極的に考えることが重要。
- ・年次計画が完成するまでの間も毎年基準を満たしているかどうかのチェックを行い、最終的には7年目に認証評価を受けるという流れをきっちり作ることが重要。
- ・経営情報のディスクロズが必要。
- ・教育、経営についての情報公開が重要。
- ・急に閉校等にならないように、認証評価でももう少し厳格なチェックを。
- ・教育は多くの場合、計画通りにいかずトライ・アンド・エラーを繰り返す必要がある。評価基準も、当初の計画の履行だけにこだわるべきではない。
- ・認可後の財産処分についての歯止めが必要ではないか。
- ・認可後に理事会や評議員がきちんと機能しているのかを確認することが必要ではないか。
- ・毎年所轄庁等のチェックが行われることが普通なのではないか。
- ・事後チェックの際には責任者がきちんと対応することをルール化すべきではないか。
- ・事前規制の緩和を埋め合わせるような事後チェックの強化が図られたのかどうか検証が必要。
- ・民間企業に比べて、大学の事後チェックは相当遅れている。
- ・事後チェックは国際的にもピアレビューが基本であり、大学人が自己規制をしてお互いに見ていくことが筋。

#### (2) 早期の経営判断とそれに基づく適切な対応

- ・既存の大学の閉鎖等の場合に学生の学びの機会を確保する仕組みを社会全体で構築しておく必要がある。
- ・経営が立ち行かなくなり大学が退出する場合、予め明示された基準に基づき段階的に進めるといふ、より透明性の高いルールにしていくべき。
- ・学生に迷惑がかからない形でソフトランディングできるよう、段階的な統廃合や退出の制度設計が必要。
- ・経営者は最悪の場合を想定して学生の学習機会の確保策などを考えておくべき。
- ・危うい傾向を早めに見取れるような、メルクマールになる経営指標の基準があるとよい。



- ・ 経営判断・経営診断については、文部科学省と日本私立学校振興・共済事業団の連携によって早期に対応できている。

#### 4. その他

##### 〈大学の在り方〉

- ・ 社会の土台は人間であり、日本の将来の発展は現在の教育の質と量にかかっている。
- ・ 少子高齢化で若者の数が減る時代には、一人一人の価値をどれだけ高めて行くかが日本社会にとって大きな課題。
- ・ 高等教育への公財政支出について国全体の方針の位置付けを。
- ・ 日本の文化的な力、知的な力から考えれば、もっと進学率が高くてもおかしくない。
- ・ 知識基盤社会に向けた質の高い高等教育人材の需要は今後も高まっていくと考えられる。
- ・ A大学である分野、B大学で別の分野を学ぶというように、大学間で渡れるようなシステムづくりが必要。
- ・ 高等教育機関で学びたい人がいつでも学べるチャンスがあるという状況を目指すべき。
- ・ 淘汰よりも質の向上のための競争に転換すべき。
- ・ 規模の大きな大学がさらに大きくなるという現象が続いている。
- ・ これまでなら大学を卒業しなくても就けていた職業に進むような子どもたちにも、都会と地方の格差なく、大学で学ぶ機会を提供できるようにすべき。
- ・ 経済的に厳しい状況の家庭の子どもにとって、大学が家の近くにあることも大切。
- ・ 学校法人制度は、民間が参入でき、学校の安定的な経営を確保する上で、世界に冠たる制度。
- ・ 大学以外にも、地域や産業のニーズを踏まえた人材育成を行っている各省庁大学校などの機関もあることを認識すべき。
- ・ 大学教育の価値はスキルを明確化したもの以上のものがあり、大学で学ぶことで、学習者が想定していなかった可能性が開ける場合もある。
- ・ 地域において若者のニーズを満たして流出を防ぎ、さらに社会人教育の機能を果たすような教育機会の提供が重要。
- ・ 都市部では大企業が果たす役割を、地方では産学官連携で取り組む必要があり、大学への期待は大きい。
- ・ 大学改革実行プランにはあらゆる課題が入っており、これを着実に実行していくことが大切。

##### 〈社会人の受け入れ〉

- ・ リーダーだけでなく、ごく普通の市民のレベルが世界の中で日本が一番だというようにしたい。そのためにはリカレント教育を含め高等教育が重要。

- ・ 社会人の入学者の割合が少ないことが日本の大学の問題の一つ。職場や社会でリカレント教育ができる余裕を作っていくことも課題。
- ・ 例えばNPO、NGOのマネジメントなど、社会のニーズに合った教育の機会を社会人に開放し、社会参画の場として大学を活かしていくことなどが考えられる。
- ・ 社会人が大学院に通いやすくなるよう会社や社会の理解が進まないと、社会人の受け入れはなかなか進まない。
- ・ 大学が、一旦子育てをする女性の学びの場を提供することも重要。

#### 〈初等中等教育との関係〉

- ・ 高等教育の質の向上の前に中等教育が果たすべき役割を果たしているか。大学入学後に補習教育が必要という状況はどうなのか。
- ・ 高校から大学に進学する子どもも就職する子どもも、確実に学べる場所を確保してもらいたい。
- ・ 学力については小・中・高等学校での積み上げも必要。
- ・ 大学教育の質の保証のためには、中等教育との接続、高校教育の質の保証が欠かせない。

## これまでの議論を踏まえての大学設置認可の 見直しの方向性について（論点整理）

### 1. 運用の改善などにより早期の実施が期待される事項

#### (1) 学生確保等に係る審査基準の明確化

大学として社会の要請に応え、安定的、継続的な運営が確保できるよう、学生確保の見通しや社会的人材需要等を十分に考慮することを審査基準上明確化する。

#### (2) 審査の充実

##### (大学新設に係るもの)

##### ①全体構想審査の実施

○ 設置構想全体が社会的ニーズ等を反映し、現実性が十分に認められるものであることを確認できるよう、大学新設の際には、教育課程や教員等の内容の審査に入る前に、理事長（予定者）及び学長予定者を直接面接し、設置構想全体について説明を求める機会を設ける。

○ 大学と地域との関係は重要であるため、大学新設の場合について、自治体として大学に期待することや地域にとっての意義、大学との連携への意識等を確認する。特にキャンパスの誘致等があった場合については、大学に対する支援内容等を重点的に確認する。

##### (認可を要するすべての申請に係るもの)

##### ②学生確保の見通し等の審査体制の充実

学生確保の見通しや社会的人材需要等が現実的なものであるか等を十分に確認するため、地域社会の人材需要等に詳しい者を専門委員等に加えるなどの審査体制の充実を図る。

##### ③リスクシナリオの確認

学生が計画通りに確保できなかった場合でも安定的な大学運営が求められることから、対応方針（リスク管理）について審査の過程で確認する。

## 2. 中教審、設置審で具体化に向けた検討が期待される事項

### (1) 設置基準等の明確化

基準の解釈を明確にし運用の透明性を高めるため、平成15年の準則化の際に廃止された細則的基準のうち、その後の社会変化等に照らし必要なものを規定し直すなど、抽象的基準を明確化し、基準の一覧性をさらに高める。

### (2) 学校法人のガバナンスの確保

公共性の高い学校法人の適正な管理運営を確保するため、適切なガバナンス（内部統制やコンプライアンス等（設置認可後を含む））の確保や財務情報の公開について、審査基準において明確化する。

### (3) 審査スケジュールの見直し

より充実した審査を行うために審査期間を延長するとともに、認可後に余裕をもって学生募集が行えるよう、認可時期の早期化を検討する。

### (4) 申請書類の作成方法の明確化

審査に必要な情報を的確に入手できるようにし、かつ、申請者側、審査側双方の事務負担を軽減するため、財産目録等の申請書類について、作成方法の詳細なルール化やマニュアル化を一層図る。

### (5) 設置に必要な財産確保の徹底

設置計画に係る財務計画の妥当性を十分確認することが重要であるため、寄附金等に係る提出書類の充実などにより、実態を伴った寄附であるかどうかを厳格にチェックする。同時に、虚偽申請や認可後の不適正な状況があった場合等のペナルティを強化する。

## 3. 大学の質の向上のため、設置認可の見直しと併せて継続的に改善、充実を図っていくべき事項

### (1) 認可後の事後チェック機能の強化を含む、トータルな質保証の在り方

### (2) 大学の閉鎖等の場合の学生保護の仕組みなど、退出の制度設計

### (3) 情報公開の一層の促進

## 大学の設置認可制度について

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要（学校教育法第4条第1項第一号）。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要（同法第95条）。

### 【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科

※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない（届出で足りる）

### 【審査の基準】

教学面及び財政計画・管理運営について、それぞれ以下の基準に基づいて審査

①教学面：文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があって一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

#### 全体の設置計画についての審査

##### 【設置の趣旨・目的】

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

##### 【教育課程】

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。
- ・学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮されていること。
- ・授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して単位数が定められていること。

##### 【教員組織】

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。
- ・教育上主要と認める授業科目について専任の教授又は准教授に担当させていること。
- ・教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮されていること。

**【名称、施設・設備等】**

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

**教員審査**

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

**②財政計画・管理運営：文部科学省告示として「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」が定められており、これに基づいて学校法人分科会において審査。****【施設・設備の整備状況】**

- ・校地並びに施設及び設備等について、教育研究上支障なく整備されていること。  
（校地及び施設は原則、自己所有であること。但し一定の要件の下に借用可。）

**【設置経費】**

- ・施設及び設備の設置経費が標準設置経費（※）を下回っていないこと。

**【経常経費】**

- ・人件費等の経常経費については、標準経常経費（※）を下回っていないこと。

**【設置に必要な財源】**

- ・設置経費と開設年度の経常経費のために必要な財源を、原則、申請時に全額自己財源として収納していること。

**【管理運営】**

- ・大学等を設置するにふさわしい管理運営体制（役員の構成、専任事務職員の設置、諸規程の整備など）が整備されていること。

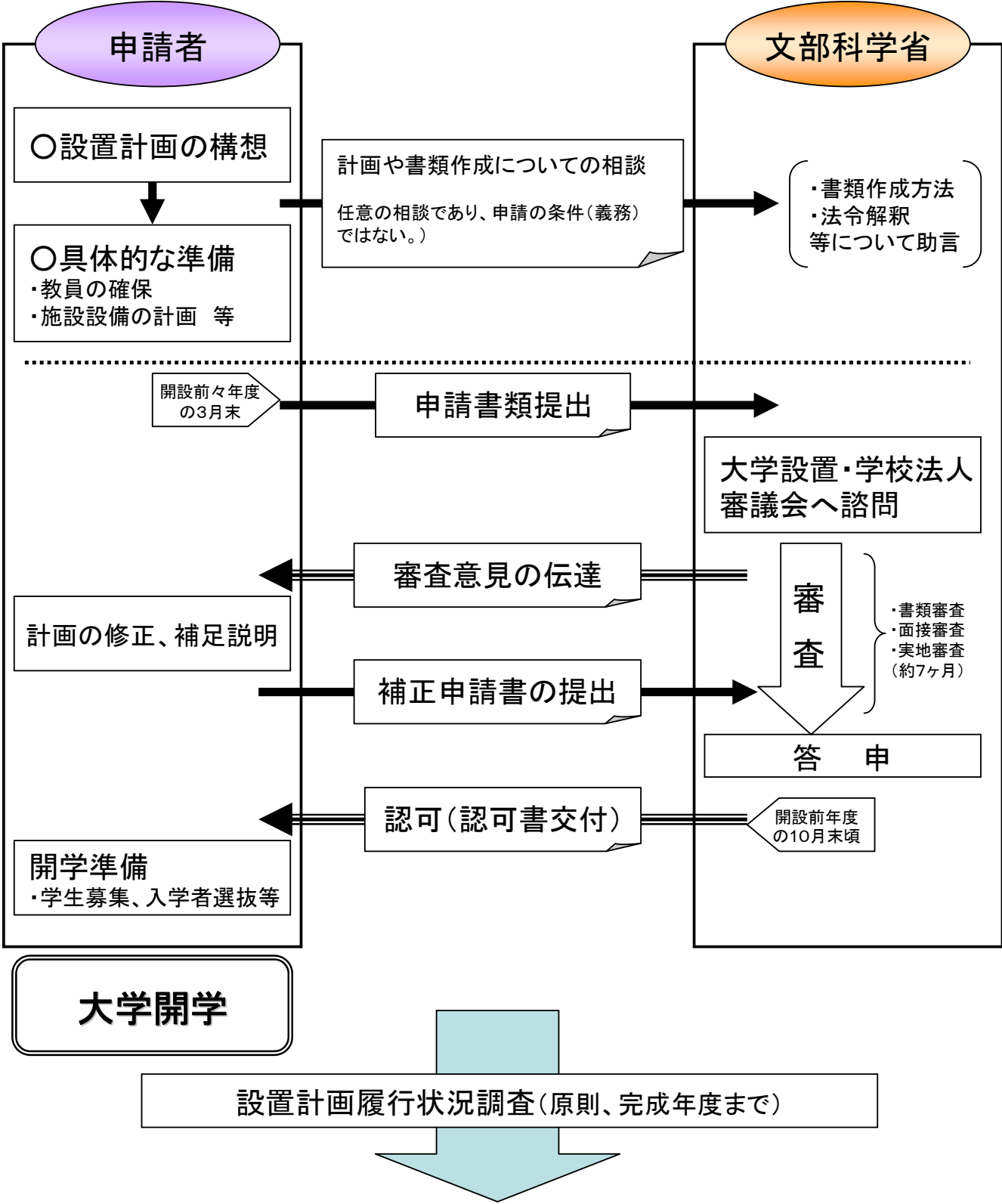
※ 設置基準上の最低基準をベースに算定した、大学等の設置のために必要な最低限度の設備等又は人件費等に係る経費。

※ 教員組織、校舎等の施設及び設備については、文部科学省告示において、段階的な整備が認められている。

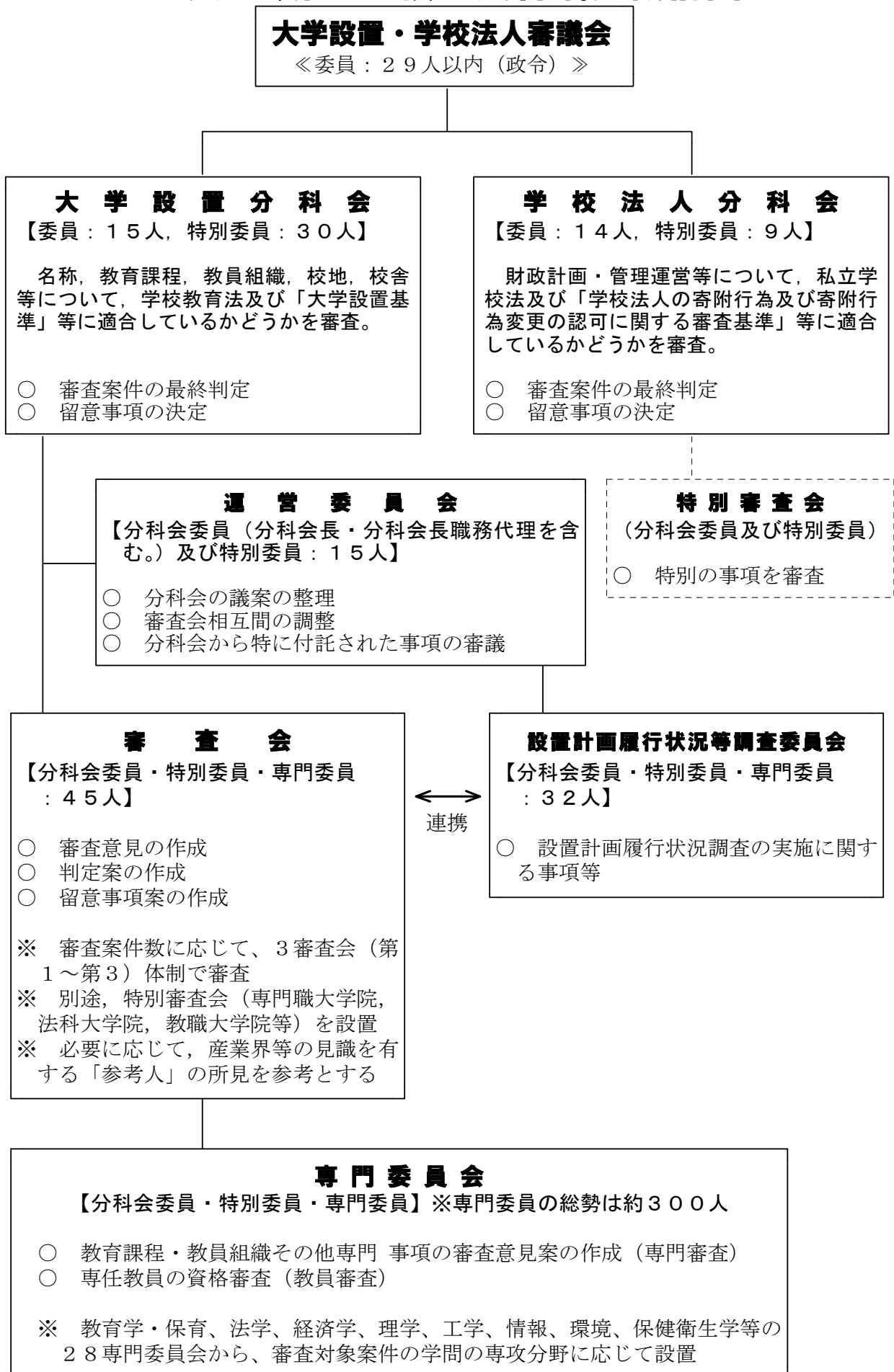
**【設置認可までの流れ】**（審議会における審査の流れについては別紙「審査スケジュール」参照）

- ①設置認可の申請（大学新設：3月末、学部等新設：5月末）
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査（大学新設：7ヶ月、学部等新設5ヶ月）
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定（10月末頃）

# 大学を設置するまでの流れ



# 大学設置・学校法人審議会機構図





# 大学設置・学校法人審議会委員名簿

任期:平成24年4月1日～平成26年3月31日

## (大学設置分科会)

あさだ 浅田	なおき 尚紀	広島市立大学長・理事長
えんどう 遠藤	けいこ 恵子	山形県立米沢女子短期大学長・理事長
おびの 帯野	くみこ 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役
かつ 勝	えつこ 悦子	明治大学副学長
こすぎ 小杉	れいこ 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
さいとう 齋藤	やすし 康	千葉大学長
さとう 佐藤	こうき 弘毅	目白大学長・目白大学短期大学部学長
◎ 佐藤	とよし 東洋士	学校法人桜美林学園理事長・総長
しばさき 柴崎	しんぞう 信三	ジャーナリスト
すずき 鈴木	のりひこ 典比古	公益法人大学基準協会専務理事
とりかい 鳥飼	くみこ 玖美子	立教大学特任教授
はぎもと 萩本	かずお 和男	NTT先端技術総合研究所所長
はった 八田	えいじ 英二	同志社大学長・理事長
○ 羽入	さわこ 佐和子	お茶の水女子大学長
ひぐち 樋口	よしお 美雄	慶應義塾大学商学部長

## (学校法人分科会)

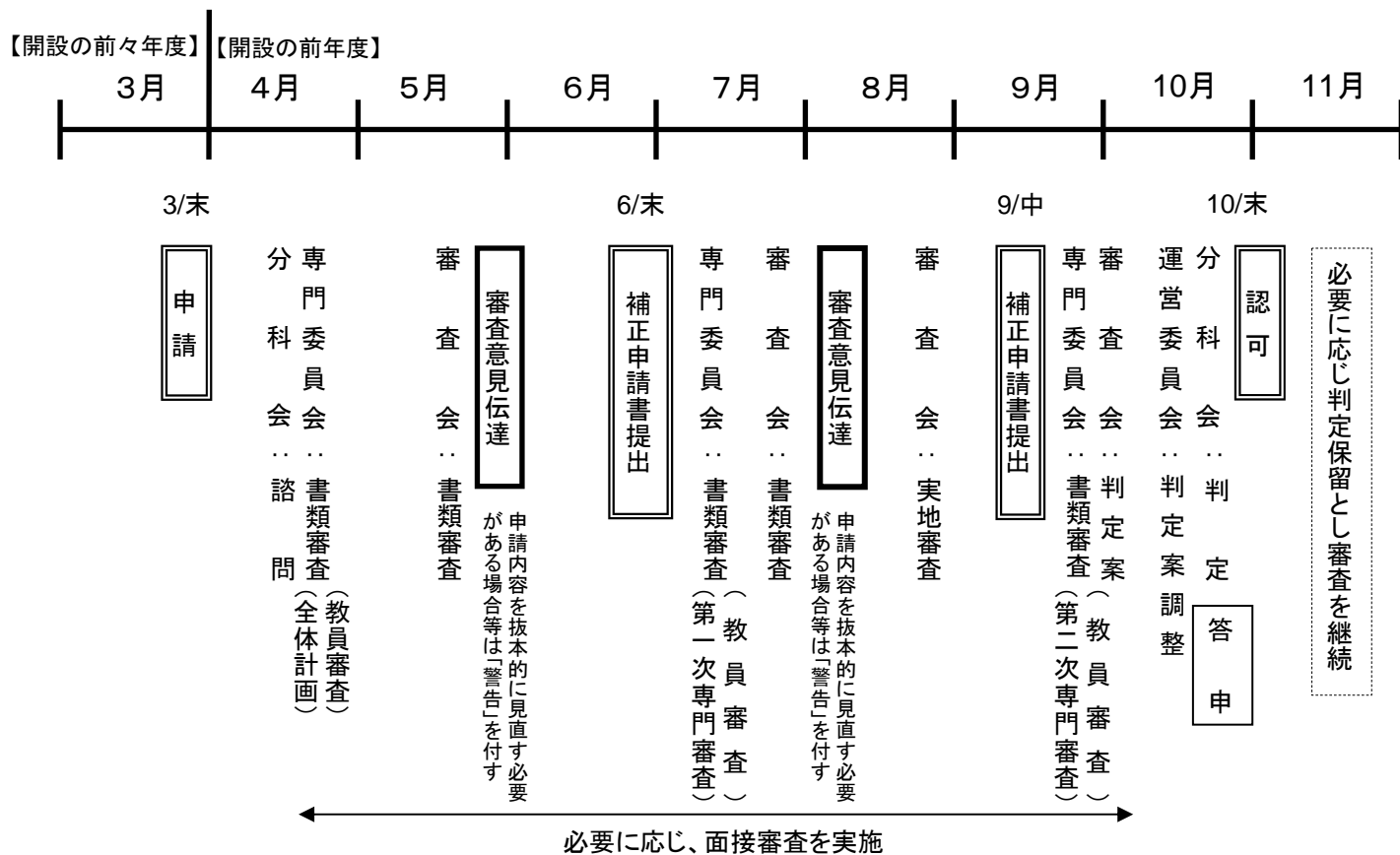
うらの 浦野	みつど 光人	株式会社ニチレイ代表取締役会長
おぎの 荻野	みさこ 美佐子	上智大学総合人間科学部教授
おぼら 小原	よしあき 芳明	学校法人玉川学園理事長・大学長
さかね 坂根	やすひで 康秀	学校法人山内学園理事長・香蘭女子短期大学長
さの 佐野	けいこ 慶子	公認会計士・日本公認会計士協会常務理事
しみず 清水	きとし 敏	学校法人早稲田大学常任理事・副総長
たかやなぎ 高柳	もとあき 元明	学校法人東北薬科大学理事長・大学長
○ 中村	りょういち 量一	学校法人中村学園理事長
◎ 日高	よしひろ 義博	学校法人専修大学理事長・大学長
ふくはら 福原	ただひこ 紀彦	学校法人中央大学理事・総長・大学長
ふくもと 福元	ゆうじ 裕二	学校法人永原学園理事長・大学・短期大学部学長
ふじおか 藤岡	いちろう 一郎	学校法人京都産業大学理事・大学長
ふるさか 古阪	さちよ 幸代	三機工業株式会社ファシリティシステム事業部ワークプレイス戦略部長
もりた 森田	のぶこ 伸子	日本女子大学人間社会学部教授

◎:分科会長、○:分科会長職務代理

# 審査スケジュール

## — 大学新設の場合 —

### ○設置認可関係(大学設置分科会)



### ○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)

